

南砺市農業委員会第9回総会会議録

- 1.招集日時 令和 3年 3月 4日
- 2.開会時刻 令和 3年 3月 25日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 令和 3年 3月 25日 午後3時00分
- 4.場 所 福光庁舎 別館3階 大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 19名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	欠	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第38号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第39号 空き家に付随した農地の指定申請について

第3 報告事項

報告第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可の取下げにについて

報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 船藤 統嗣、係長 田原 雅之、副主幹 山田由紀子

9.会議の概要

事務局長 | お疲れ様です。本日はお忙しい中ご参集いただきありがとうございます。定刻となりましたので、只今から、第 9 回南砺市農業委員会 令和 3 年 4 月の総会を開催いたします。本日の出席人数は、委員総数 20 名中 19 名の出席であります。
農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長 | 大変お忙しいところご出席賜りまして誠にありがとうございます。今日はオリンピックの聖火リレーが始まり、北朝鮮がミサイルを撃つという衝撃的なニュースがございました。南砺市におきましても人事異動が新聞で発表され、後ほど会議が終了してからあいさつをしていただく予定です。会に先立ちまして、議事録署名人をご指名させていただきます。
本日の署名委員は 17 番の委員、18 番の委員の 2 名の方よろしく願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 | 議案 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 35 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 | 今回 2 件の申請がありました。
面積は 田 39 m² 畑 21 m² 計 60 m²です。
受付番号 1 番です。
譲渡人〇〇〇〇さんは、申請地 畑 1 筆 21 m²が、譲受人の

事務局

て利用しております。

既存敷地の格納庫内だけで資材を保管していくことが困難となり、大型資材等も増えたことで、新たな資材置場として転用するものです。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は集落接続と考えられます。

受付番号 2 番です。

申請人〇〇〇〇さんは県外在住で、申請地に隣接する住宅は祖父の生家で、現在は空き家となっており、帰省した際のみ利用しております。今回、申請地 畑 151 m²が住宅敷地内にあり、農地法の許可を得ず利用していたことから是正するものです。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は既存地拡張と考えられます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 36 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 37 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 3 件の申請がありました。面積は田のみ 1,863 m²です。

事務局

住宅敷地	2件	田	2筆	614 m ²
駐車場	1件	田	1筆	1,249 m ²
計	3件		2筆	1,863 m ²

受付番号1番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは申請地 田 575 m²を住宅敷地として転用するものです。申請地は、現在の住宅地が県道拡幅工事のため取り壊されることで、新たに住宅を求める必要性があることから、この機会に息子夫婦の隣接地付近で検討し同意を得て申請するものです。

農地区分は3種農地と判断され、転用許可基準は都市計画法上の用途地域（第一種中高層住居専用地域）に該当するものと考えられます。

受付番号2番です。

譲受人〇〇〇〇(株)は、社員の通勤用駐車場が不足しているため、譲渡人〇〇〇〇さん 申請地 田 1,249 m²を駐車場敷地として転用するものです。現在の駐車場では狭く、約30台分が道路にはみ出た状態で駐車しており、近隣から苦情が寄せられております。新たに安全な出入りとスムーズな駐車スペースを確保するために増設を図りたいと思っております。

農地区分は1種農地と判断され、転用許可基準は、既存地拡張に該当するものと考えられます。

受付番号3番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは、申請地 田 39 m²を譲受人〇〇〇〇(共有名義)さんの住宅敷地として転用するものです。

今回、申請地が不整形で耕作しづらく不都合でありました。先ほどの議案第35号受付番号2番の案件と関連しており、3条では住宅敷地が不整形のため所有権移転し、5条ではその両土地間の境界を整備することで協議し、同面積で交換することとしました。

農地区分は1種農地と判断され、転用許可基準は既存地拡張と考えられます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

議長

続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 38 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 38 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

利用権設定に関する案件で 3 月中に届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、372 件・1,271 筆の申請がありました。面積は、田 1,227 筆 1,332,364.09 m²、畑 44 筆 25,162 m²、計 1,357,526.09 m²です。

受付番号 1 番につきましては、〇〇地域で地権者が労力不足により認定新規就農者が露地野菜等を栽培予定です。

6 番につきましては、父が構成員ですが今回、息子が構成員となり、親族内の承継によるもので法人へ新設定となります。

7 番は、〇〇地域で労力不足による規模縮小です。

17 番については、〇〇地域で農事組合法人〇〇〇〇〇〇が耕作されておりましたが、次回より旧町部の認定農業者〇〇〇〇さんが耕作予定であります。

21 番、26 番につきましては、高齢による離農です。

51 番につきましては、高齢による離農で、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に託すものです。

79 番から 82 番までは、隣接地区を集約している(有)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と隣接している筆です。

117 番は、地目雑種地ですが現況は田です。鉄塔もしくは、何かの跡地と思われ、地域の担い手〇〇〇〇さんに委託するものです。

131 番から 135 番につきましては、同地区の〇〇〇〇〇〇さんが新規に耕作するものです。

事務局 146 番及び 147 番につきましては、〇〇地域で集積を進める
〇〇〇〇さんに預けるといことです。
151 番以降は、農地中間管理機構を通して配分予定のものです。
配分予定者の中には 2 人の認定新規就農者、〇〇〇〇〇さんが 5,546 m²、〇〇〇〇さんが 5,348 m²となっております。
前回時より若干流動化率が上昇し、55.34%です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 38 号 農用地利用集積計画(案)の案を除きまして、決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして次の議題へ進みます。

議長 議案第 39 号 空き家に付随した農地の指定申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 39 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 指定申出件数は 1 件です。〇〇地区内で、地目は畑 1 筆・64 m²になります。所有者は現在県外にお住まいの方で、空き家にご実家、空き家バンク登録済みであります。
空き家バンクに登録されたばかりで、住宅の手入れも行き届いておりました。現時点で農地の状態は良好であり、空き家と申請地はセットでの売買となります。

議長 担当の〇〇委員からご意見をいただきます。

〇〇委員

3月の中旬に事務局と現地確認をしてきました。

現地には購入予定者がおられ、いい物件が見つかったと喜んでおられました。本人は東京在住の方で1年前から〇〇地区に引っ越され、手頃な住宅と車庫と納屋付きであり、畑も機械がなくても作付けできるものですから、非常に良い物件とのことでした。

今後、南砺市に移住される方々はこの自然いっぱいところに癒され、魅力を感じられるのではないのでしょうか。これを機にいいスタートが出来たことと思います。

議長

ありがとうございました。以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第39号 空き家に付随した農地の指定申請についての決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして報告事項へ進みます。

議長

報告第19号 農地法第5条の規定による許可の取下げについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝報告第19号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は2件の願い出がありました。

受付番号1番です。

譲受人は譲渡人の所有農地 畑1筆222㎡を住宅敷地に転用する計画となっておりますが、県より接道要件が満たされていないことで取下げするよう依頼があり、今回の願い出となったものです。

受付番号2番です。

事務局

譲受人は譲渡人の田 1 筆 500 m²を一般住宅敷地に転用する計画でしたが、こちらも県からの依頼により、接道要件が満たされず、取下げの依頼があり届け出されたものです。

報告事項ですので採決いたしません。

議長

続きまして次の報告事項に進みます。

議長

報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

議長

＝報告第 20 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は 45 件の届出がありました。

面積は田 69,252.18 m² 畑 5,348 m² 計 74,600.18 m²です。

受付番号 1 番及び 2 番は、市へ売買したものです。

受付番号 3 番から 7 番につきましては、耕作者の変更によるものです。

受付番号 8 番から 19 番につきましては、農地中間管理機構を活用するもので、担い手は同じ方となっております。

受付番号 20 番につきましては、県営事業用排水路設置のため手続きするものです。

受付番号 21 番は、県へ売買したものです。

受付番号 22 番から 24 番につきましては、農地中間管理機構をとおして(有)〇〇〇〇が耕作するものです。

受付番号 25 番から 31 番につきましては、認定農業者〇〇〇さんが耕作するものです。

受付番号 32 番から 35 番につきましては、中間管理機構を通して新規就農者が耕作するものです。

受付番号 36 番から 39 番につきましては、中間管理機構を通して新規就農者と設定するものです。

受付番号 40 番及び 41 番につきましては、県へ売買したことによるものです。

受付番号 42 番から 45 番につきましては、中間管理機構を通して別の方と設定するものです。

議長

これら報告事項について、何かご質問、ご意見などございますか。

(異議なし)

議長 続いてその他にうつります。

議長 その他について事務局からお願いいたします。

=その他について説明=

事務局 (産廃施設周辺の水質について)
(賃借料の土地改良水利費について)

議長 他に何かございましたら、ご意見等お伺いいたします。

〇〇委員 2点教えてください。
農地の集積率と資料の流動化率の違い、意味合い等が何なのか教えてください。

事務局 資料としてお示ししているのは、基盤法による利用権設定と中間管理法の配分計画分です。特定農用地利用規程に基づいて農作業の受委託等を行っている経営体もあり、その分についてはカウントしておりませんので、実際の集積率は7割ほど上がっていると思います。また、山間部には遊休化している農地も含んでいるため、耕地面積の差は出ております。

〇〇委員 農業委員会としては、「人・農地プラン」を中心に集積を高めてほしいというのが本来の姿であり仕事です、と言われております。その目標に向かって行ってきたわけなのに、委員が知らないということは複雑な思いがあります。地区ごとの集積率がどのようなになっているか分かる資料があればやりやすいのですが、何か提供していただけないでしょうか。

事務局 農政係と協力して、分かりやすく「人・農地プラン」をお示しできるよう努めてまいります。地域の担い手として、法人組織も頑張っていますので、農協さんとも連携しまして、担当の農業委員の活動がしやすくなるよういたします。

〇〇委員 地元の農家から、営農型の太陽光発電を少し考えているそ

〇〇委員 うで、現在の状況や農地転用の問い合わせがあるか否か教えてほしいとのことでした。実際、地上高が約3mあり、その下で麦、畑を耕作しながら発電しているように見えるようです。西日本で活用している話を聞いており興味があるそうです。

事務局 実際、相談についてはございません。写真等を確認しますと先ほど話されたようになっておりますが、西日本は雪が降らない地域であり、経営的に太陽光の電力がプラスになればいいかと思えます。県内では事例がないようですので、近県の情報を入手しお伝えしたいと思っております。

〇〇委員 わかりました。

議長 よろしいでしょうか。特にないようですので、本日の議案・報告事項はすべて終わります。

議長 次回の総会は令和3年5月7日（金）午後2時から、場所は福光庁舎別館3階 大ホールとなります。

議長 今回の人事異動で変わられる事務局の方から挨拶をお願いします。

議長 以上で、南砺市農業委員会第9回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後3時00分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長